

参考資料

【参考】指定告示措置件数（平成 2 1 年度～令和 3 年度）

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		合計	
	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導	措置 命令	指導
無果汁の清涼飲料水等 についての表示	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	18
商品の原産国に関する 不当な表示	2	27	2	27	0	17	1	17	0	20	0	14	0	19	0	8	1	6	0	10	1	10	0	6	2	0	9	181
消費者信用の融資費用 に関する不当表示	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	9
不動産おとり広告に関す る表示	0	3	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
おとり広告に関する表示	0	15	0	11	0	11	1	6	3	2	1	10	1	2	0	2	3	2	0	2	0	3	0	1	1	0	10	67
有料老人ホームに関する 不当な表示	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	6
合計	2	49	2	39	0	29	2	27	3	23	1	33	1	21	2	10	4	8	1	13	1	13	0	7	3	16	22	288

無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、無果汁の清涼飲料水等についての表示を次のように指定し、昭和四十八年九月二十日から施行する。ただし、王冠による密栓をしたびん詰の清涼飲料水並びに紙による密栓をした乳飲料、はつ酵乳及び乳酸菌飲料については、同年十月十九日までの期間は、適用しない。

無果汁の清涼飲料水等についての表示

- 1 原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水、乳飲料、はつ酵乳、乳酸菌飲料、粉末飲料、アイスクリーム類又は氷菓（以下「清涼飲料水等」といい、容器に入っているもの又は包装されているものに限る。）についての次の各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁又は果肉が使用されていない旨が明瞭に記載されていないもの
 - 一 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示
 - 二 当該清涼飲料水等の容器又は包装に掲載されている果実の絵、写真又は図案の表示
 - 三 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、かおり又は味に着色、着香又は味付けがされている場合のその表示
- 2 原材料に僅少な量の果汁又は果肉が使用されている清涼飲料水等についての前項各号の一に該当する表示であつて、当該清涼飲料水等の原材料に果汁若しくは果肉が使用されていない旨又は当該清涼飲料水等に使用されている果汁若しくは果肉の割合が明瞭に記載されていないもの

商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和四十九年五月一日から施行する。

商品の原産国に関する不当な表示

- 1 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する。

消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、消費者信用の融資費用に関する不当な表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

消費者信用の融資費用に関する不当な表示

消費者信用の融資費用に関する次の各号の一に掲げる表示であつて、実質年率が明瞭に記載されていないもの（利息が年建てによる率（アドオン方式によるものを除く。）で記載され、かつ、利息以外のすべての融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合は、含まれない。）

- 一 アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 二 日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- 三 融資費用の額の表示
- 四 返済事例による融資費用の表示
- 五 融資費用の一部についての年建てによる率の表示

備考

- 1 この告示で「消費者信用」とは、事業者が一般消費者に対し行う金銭の貸付け及び商品の販売又は役務の提供に係る代金支払の繰延べの許容により供与される信用をいう。
- 2 この告示で「融資費用」とは、利息、手数料、信用調査費、集金費、保証料、保険料その他何らの名義をもつてするを問わず、信用供与に際し、一般消費者から受ける金銭のすべてをいう。ただし、登記手数料、印紙代その他法令の規定に基づくもの及び担保物件に係る火災保険料を除く。
- 3 この告示で、「実質年率」とは、実際に利用可能な融資金又は未払金の額に期間数を乗じて得た額を合計した額に対する融資費用の総額の割合を年を単位として表わしたものをいう。
- 4 この告示は、消費者信用の融資費用に関し法令等に特別の定めがある場合において、その法令等に基づいて行う表示については、適用しない。

不動産のおとり広告に関する表示（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定により、不動産のおとり広告に関する表示を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

不動産のおとり広告に関する表示

自己の供給する不動産の取引に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る不動産が存在しないため、実際には取引することができない不動産についての表示
- 二 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引の対象となり得ない不動産についての表示
- 三 取引の申出に係る不動産は存在するが、実際には取引する意思がない不動産についての表示

備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。

おとり広告に関する表示（昭和57年6月10日公正取引委員会告示第13号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第三号の規定に基づき、おとり広告に関する表示（昭和五十七年公正取引委員会告示第十三号）の全部を次のように変更し、平成五年五月十五日から施行する。

おとり広告に関する表示

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示
- 二 取引の申出に係る商品又は役務の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示
- 三 取引の申出に係る商品又は役務の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品又は役務についての表示
- 四 取引の申出に係る商品又は役務について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその商品又は役務についての表示

有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条第一項第三号の規定により、有料老人ホーム等に関する不当な表示を次のように指定し、平成十六年十月一日から施行する。

有料老人ホームに関する不当な表示

（土地又は建物についての表示）

- 1 有料老人ホームの土地又は建物についての表示であって、当該土地又は建物は当該有料老人ホームが所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの

（施設又は設備についての表示）

- 2 有料老人ホームの入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの
 - 一 当該有料老人ホームが設置しているものではない施設又は設備
 - 二 当該有料老人ホームの敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備
 - 三 入居者が利用するためには、利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備
- 3 有料老人ホームの入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの
- 4 有料老人ホームの設備の構造又は仕様についての表示であって、当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの

（居室の利用についての表示）

- 5 有料老人ホームの入居者の居室についての表示であって、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの
 - 一 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること
 - 二 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること
 - 三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること
 - 四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に関し、追加的な費用を支払うこと
 - 五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと

- 6 有料老人ホームにおいて、終身にわたって入居者が居住し、又は介護サービスの提供を受けられるかのような表示であって、入居者の状態によっては、当該入居者が当該有料老人ホームにおいて終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けられない場合があるにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの

（医療機関との協力関係についての表示）

- 7 有料老人ホームと医療機関との協力関係についての表示であって、当該協力の内容が明りように記載されていないもの

（介護サービスについての表示）

- 8 有料老人ホームの入居者に提供される介護サービスについての表示であって、有料老人ホームが当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの
- 9 有料老人ホームが提供する介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって、当該介護サービス内容及び費用が明りように記載されていないもの

（介護職員等についての表示）

- 10 有料老人ホームの介護職員等（介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の数についての表示であって、次の各号に掲げる数が明りように記載されていないもの
- 一 常勤換算方法による介護職員等の数
 - 二 介護職員等が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた有料老人ホームの入居者をいう。以下同じ。）以外の入居者に対し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあっては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数
 - 三 夜間における最少の介護職員等の数
- 11 有料老人ホームの介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りように記載されていないもの

（管理費等についての表示）

- 12 管理費、利用料その他何らの名義をもってするかを問わず、有料老人ホームが入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって、当該費用の内訳が明りように記載されていないもの

備考

- 1 この告示において、「有料老人ホーム」とは、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。
- 2 この告示において、「常勤換算方法」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。